

## 第 3 章 計画の基本的な考え方

---



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

- ・本計画は、以下の「多治見市福祉基本条例」の理念に基づき基本目標を掲げ、計画の施策を展開します。

#### 多治見市福祉基本条例 基本理念 (第3条)

- 1 すべての市民が個人として尊重される社会
- 2 すべての市民が偏見を持たず、差別しない、差別されない社会
- 3 すべての市民が生きがいを持てる社会
- 4 すべての市民が健やかに暮らせる社会
- 5 すべての市民が地域で生活し続けることができる社会
- 6 すべての市民が相互に支え合い連帯する社会
- 7 すべての市民が安心して生活できる社会
- 8 すべての市民が福祉のまちづくりに参加する社会

### 2 基本目標

- ・第7次多治見市総合計画では、第6期計画と同様に「元気」をキーワードとしたまちづくりを展開しています。
- ・そこで、本計画の基本目標は、第6期計画を踏襲して以下のように設定し、高齢者が元気で、住み慣れた地域や住まいで、自分らしく暮らし続けられることを目指します。

#### 【基本目標】

**いつまでも元気で、地域で支え合うまち**

### 3 2025年までの中長期的な視点に立った施策の展開

- ・本市の2025年（平成37年）に推計される人口は、約10万1千人（平成25年5月推計）であり、現在（平成27年度）より9,000人減少すると予想されます。逆に、高齢者人口は、平成27年から約2,000人増加の34,000人になり高齢化率は33%となると推計されています。また、要介護・要支援認定者数も増加が見込まれており、今後さらなる介護給付費の増加が予想されます。
- ・これらの状況に対応するため、本計画は、第6期計画に引き続き2025年（平成37年）までの中長期的な視野に立ち、「地域包括ケアシステムの推進・深化」を目指した施策の展開を図ります。

#### （1）地域包括ケアシステムの強化

- ・第6期計画では、日常生活圏域ごとに地域包括支援センターを設置しました。今後は、高齢者の自立支援・重度化防止に向け、地域包括支援センターの機能強化及びその業務の質の向上を目指した取組みを展開します。
- ・住み続けられる地域づくりを目指し、地域による主体的なサービス充実のため、その提供体制の土台となる協議体や生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の設置に取り組めます。また、地域ケア会議を通じ、介護保険サービスだけでなく介護予防・生活支援サービスなど様々な地域資源を活かすためのネットワークを構築します。
- ・近年社会問題となっている介護離職の防止に向け、介護者の支援体制を構築します。

#### （2）介護保険サービスの充実と適正化

- ・2025年（平成37年）の超高齢社会を迎えるにあたり、持続可能な介護保険サービス提供のため、市民ニーズに応じた適正な介護保険事業の運営を行います。
- ・介護職員が慢性的な人財不足にあることから、介護従事者の働く環境の改善や介護職の魅力発信など、新たな介護人財の確保に向けた取組みを支援します。

#### （3）在宅医療・介護連携の推進

- ・今後、医療ニーズの高い在宅介護高齢者の割合が増加すると予想されることから、「在宅医療・介護連携推進事業」に取り組む、現状の医療・介護資源や連携上の課題を把握するとともに、切れ目のない在宅医療・介護の提供体制を構築します。
- ・在宅医療・介護連携推進事業の一環として、医療と介護の円滑な連携、ネットワーク化のため、地域の医療・介護関係者間のための相談窓口を新たに設置し対応します。

#### （4）認知症施策の推進

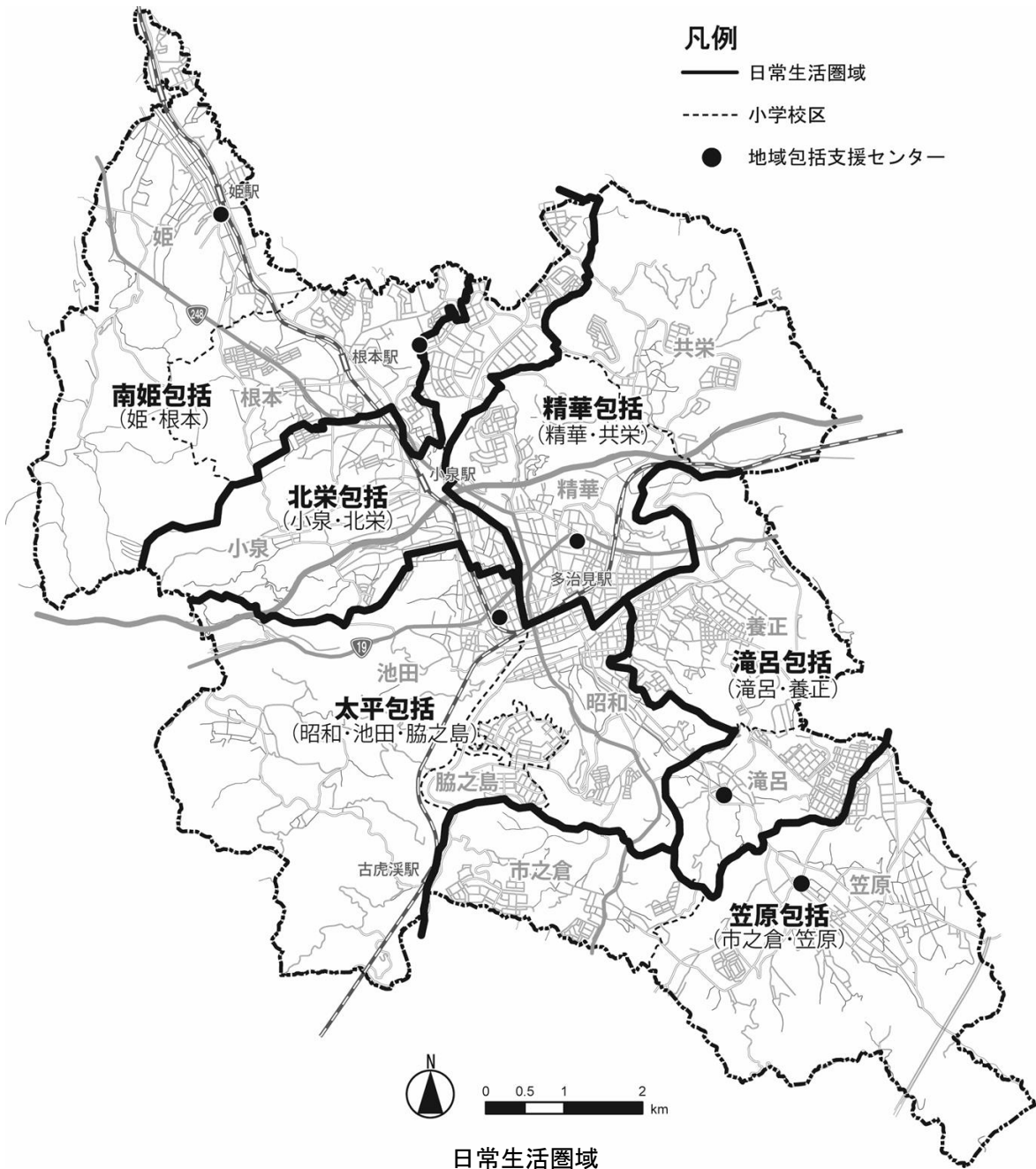
- ・認知症高齢者に対する市民の正しい理解を促すとともに、認知症高齢者やその家族を地域で見守る体制づくりを推進します。
- ・認知症の早期診断・早期支援を可能とするため、新たに「認知症初期集中支援チーム」を設置し、専門職による適切な支援につなげます。

#### （5）生きがいのある生活の支援

- ・高齢になっても地域社会において役割を担い、生きがいを持って生活してもらうため、高齢者が地域活動に積極的に参加できる機会の提供を行うとともに、高齢者の集いの場づくりや介護予防活動、地域組織・団体運営、見守りなどの地域活動を支援します。
- ・高齢者・障がい者・子どもなど困難を持つ様々な立場の人を地域全体で支え合う地域共生社会の実現に向け、関連部署と連携した取組みを推進します。

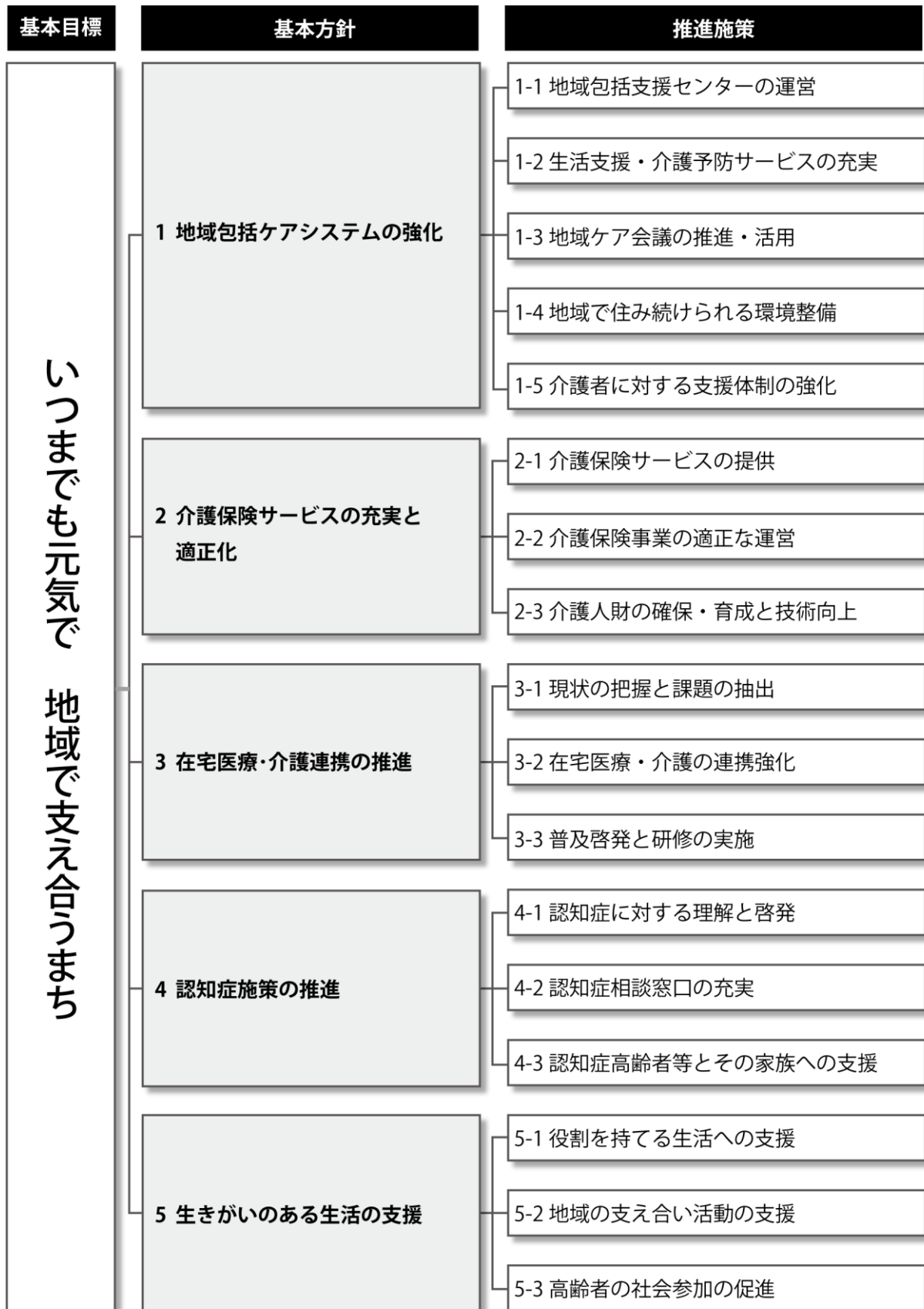
#### 4 日常生活圏域の設定

- ・本市の日常生活圏域は、小学校区を基本として以下の6区域に区分し、各区域内に地域包括支援センターを配置することで、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられる体制としています。
- ・地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を続けることができるように、地域包括ケアの拠点としての役割を果たしています。人員配置基準は、第1号被保険者概ね3,000～6,000人に対して、保健師や介護経験のある看護師及び社会福祉士、主任介護支援専門員等が各1人必要となっています。
- ・本市の高齢者数のピークは、2030年（平成42年）の約34,000人と推計されており、地域包括支援センターは、最大6カ所必要と見込まれており、第6期計画において整備完了しています。



## 5 計画の体系

・本計画の施策体系は以下のとおりです。



## 6 施設整備に対する考え方

- ・本市では、第6期計画までに、中重度介護認定者の受け入れ先である介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、認知症高齢者のための認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、住み慣れた地域で生活を続けることができ、地域の特性に応じたサービスを受けられる地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護等を整えており、各施設の機能や役割を果たしています。
- ・地域包括ケア「見える化」システムによる地域分析の結果（詳細は「資料編」を参照）では、本市における要支援・要介護者1人あたりの施設サービスの定員が全国平均、県平均より高く、施設サービスに対する要介護者の需要を満たしていることが分かりました。
- ・そのため、本計画（第7期）においては、新たな施設整備は行わないものとし、在宅サービスを中心としつつ、施設サービスが在宅サービスを支える体制により高齢者の福祉サービスを展開します。

### ■第6期計画までの整備状況

区分	施設種別	力所 (定員) 平成28年度末
介護保険施設	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	7 (570)
	介護老人保健施設（老人保健施設）	3 (300)
	介護療養型医療施設	1 (18)
地域密着型サービス	小規模多機能型居住介護	3
	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	12 (213)
	地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 （小規模特別養護老人ホーム）	2 (58)
特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム、ケアハウス）		5 (321)
住宅型有料老人ホーム		12 (319)
サービス付き高齢者向け住宅		8 (205)

